

Ⅲ 保 健 福 祉 課

1 母子保健

慢性疾病児等の健康の保持と増進を図るため、個別又は集団による適切な保健指導を行うとともに、疾病に罹患している子どもが早期に適切な治療が受けられるよう、各種医療援護の事務を行いました。また、管内の母子保健の水準の確保や妊娠期からの児童虐待予防の体制づくりのために、母子保健福祉委員会や各担当者会議及び研修会を開催し、医療機関等、関係機関との連携を図りました。

小児等在宅医療の推進部会において、在宅における医療的ケア児等の療育支援体制の充実強化のため、各機関の取り組み状況の報告と今後の取組計画について検討しました。また、妊娠期からの児童虐待予防支援事業として、児童虐待予防に関する連絡会を開催し、小児科医療機関へ周知と協力委依頼をしました。

2 歯科保健

管内における歯及び口腔の健康づくりを推進するため、委員会及び部会を開催しました。また、お口の健口体操の普及など歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むオーラルフレイル健口推進員の育成と活動支援を行いました。う蝕発生リスクの高い乳幼児に対しては、う蝕の多発、重症化予防のための、検診・保健指導・予防処置を実施し、う蝕リスクの低減化を図りました。障がい児等に対しては、歯科疾患予防と合わせて、摂食機能発達支援を実施するとともに、在宅療養者等には訪問による口腔ケアを実施しました。

3 栄養・食生活

地域の関係機関等と連携し、災害時の栄養・食生活支援を速やかかつ円滑に実施できるよう平常時からの支援体制整備を行うことを目的に地域食生活対策推進協議会を開催しました。食品表示法及び健康増進法に基づき栄養成分表示制度の普及啓発、特別用途食品制度の運用、健康保持増進効果等に関する誇大表示等の禁止に係る適正化指導を実施しました。また、健康増進法に基づき、特定給食施設等に対し適切な栄養管理の実施を目的に個別指導や講習会等を行いました。

4 がん・健康増進

健康増進事業は、各市町の実施状況を把握するためのヒアリングや健康増進計画の進行状況に合わせた支援を行いました。

地域企業におけるがん検診受診促進事業を行いました。

5 地域福祉の事業

神奈川県地域福祉支援計画における3つの支援策の柱「ひとづくり・地域（まち）づくり・しくみづくり」に基づき、それぞれ地域福祉コーディネーター事業、バリアフリーの推進事業、権利擁護としての成年後見制度の普及啓発事業などを予定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送りました。バリアフリーの推進事業については、学童向けに、バリアフリー・ユニバーサルデザインについて知ってもらうための新聞を作成し、県西圏域の放課後児童クラブに配布する新しい形での取り組みをしました。

また、地域住民の立場で情報提供、相談を行う民生委員・児童委員の活動に対して負担金を交付し、社会福祉に関する諸事業を行う市町社会福祉協議会との情報交換、事業協力など地域福祉の推進に努めました。

6 介護保険

公平・公正・適切な要介護認定、介護給付対象サービスの質の確保・保険給付の適正化を図るため、介護保険指定事業者等の集団指導講習会・実地指導・市町担当者連絡会議を予定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施を見送りました。

7 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成等のため、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付決定」の事務を行いました。

8 福祉事務所の経理

生活保護法に基づき被保護者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に必要な経費を支給しました。重度の障害児者に特別障害者手当等の支給事務を行いました。適正かつ整合性のある経理事務執行に努めました。

1 母子保健

(1) 小児医療援護事務

ア 小児慢性特定疾病医療給付

小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱に基づき、18歳未満(20歳未満まで年齢延長可能)の児童で特定の疾病に罹患し指定医療機関において治療を受けているものに対し、必要な医療の給付を行いました。

市町別給付決定件数

	悪性 新 生 物	慢 性 腎 疾 患	慢 性 呼 吸 器 疾 患	慢 性 心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	血 液 疾 患	免 疫 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	変 化 を 伴 う 症 候 群 染 色 体 又 は 遺 伝 子 に	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	総 数
総 数	29	17	6	31	22	1	12	3	4	2	22	22	3	1	2	177
小田原市	26	14	6	23	18		11	2	4	2	19	18	3	1	1	148
箱根町	2	1		2	1										1	7
真鶴町				1	2						2					5
湯河原町	1	2		5	1	1	1	1			1	4				17

イ 療育医療給付

児童福祉法に基づき、骨関節結核、その他の結核にかかっている18歳未満の児童で指定療育医療機関において入院治療を受けているものに対し、必要な医療費の給付を行うものですが、令和2年度実績はありません。

(2) 養育支援事業

発達や発育等の障害や疾病を持ち長期に療養を必要とする児とその保護者を対象に、児の健やかな発育・発達を促進させ、併せて養育環境を整えることを目的に、関係機関と連携し適切な支援を実施しました。

ア 訪問指導・個別相談 (延数)

	訪問指導	所内指導	総 数
総 数	11	106	117
小児特定疾病	10	102	112
その他の疾病	1	4	5

イ 集団指導

例年実施している集合形式での講演会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

ウ 交流会

集合形式での交流会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、たよりの作成と発行、及び参加者等へ送付を行いました。

第3章 業務概況

発行日	内 容	対 象	送付数
R2年9月	令和2年度医療的ケア児及び長期在宅療養児と保護者の交流会「ぶどうの会」だより 1 これまでの開催状況 2 情報提供 （1）秋に向けた健康管理 （2）災害への備えはできていますか？ （3）日々お母さんたちが心配しがちなお子さんの歯・お口のこと （4）ご自身の食事は二の次になっていませんか？ （5）スタッフの紹介&メッセージ	当事者、家族、関係機関等	（当事者・家族21、関係機関23）

（3）連携体制づくり

ア 母子保健福祉委員会

効果的かつ円滑な母子保健福祉の推進を図るために、管内市町の母子保健福祉事業について、実績や課題等を検討予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。また、小児等在宅医療の推進部会において、在宅における医療的ケア児等の療育支援体制の充実強化のため、各機関の取組み状況の報告と今後の取組計画について検討しました。

	実施日	協 議 内 容	出席者数
委員会	中止		
部 会	R3.3.5 (書面開催)	小児等在宅医療の推進部会 1 平成29年度～令和元年度総合評価についての報告 2 今年度の取組状況の報告 3 今後の取組について	17

イ 管内母子保健業務連絡会

管内の母子保健業務が円滑かつ効果的に行われ、さらに施策の向上を図るために、2回開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1回の開催としました。

実施日	内 容	対 象	出席者数
R2.12.23	1 母子歯科保健事業について 2 令和2年度の実施状況と令和3年度の計画について	小田原市母子保健担当保健師等	5
R2.12.18	・コロナ禍における影響及び対応	箱根町母子保健担当保健師等	5
R2.12.24	・新規・重点取組 ・子育て世代包括支援センター・産後ケア ・その他	真鶴町母子保健担当保健師等	7
R2.12.22	3 ハイリスク母子の支援状況について 4 妊娠期からの児童虐待予防支援事業について	湯河原町母子保健担当保健師等	5

ウ 療育支援のための事例検討会

医療的ケアを必要とする小児等を、関係機関が連携して支えていく体制を地域で充実させるため、個別事例の検討を通し各機関の役割や連携した地域の支援体制等、必要な支援を考えることを目的として、事例検討会を開催しました。

第3章 業務概況

実施日	内 容	対 象	出席者数
R3. 3. 24	「医療的ケア児を養育する面で不安のある家庭の中で、本児が安心・安全に過ごすための地域での支援について」 助言者 保健師のための相談室 なごみ 塚原 洋子氏 事例提供者 小田原市保健センター健康づくり課保健師	小田原市健康づくり課、子ども青少年支援課、障がい福祉課、教育委員会教育部学校安全課 管内関係機関担当者	22

(4) 妊娠期からの児童虐待予防支援事業

ア 養育支援連絡票を活用する機関の連絡会

養育支援連絡票を活用する機関が、必要な妊産婦等に効果的な支援が行えるよう、連携の強化及び支援の質の向上を図るため、連絡会を開催しました。

実施日	内 容	対 象	出席者数
R3. 2. 17 (書面開催)	1 県域統一版養育支援連絡票の活用状況報告 2 県域統一版養育支援連絡票を活用する関係機関からのご意見について 3 今後の取組について	管内母子保健担当保健師、産科医療機関看護師・助産師、児童相談所保健師等	18

イ 児童虐待予防に関する連絡会

養育上の配慮が必要な児に対し、早期から保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、適切な支援を行うため、養育支援連絡票の活用促進を目的に、小田原小児科医会、管内市町、小田原児童相談所と共催し連絡会を開催しました。

実施日	内 容	対 象	出席者数
R3. 1. 25 (オンライン開催)	1 従来からの取組（報告） （1）児童虐待の現状と課題、里親について （2）要保護児童地域対策協議会、通告について （3）妊娠 SOS の普及啓発について 2 小児科を含めた今後強化する取組 （1）養育支援連絡票（県域統一版）の活用促進について （2）養育支援連絡票の活用の実際について	小田原小児科医会会員、管内市町の母子保健担当及び児童福祉担当者、児童相談所職員、当所職員等	23

ウ 児童虐待予防講演会

養育上の配慮が必要な児に対し、妊娠期から保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、早期に必要な支援を行うため、支援体制の構築及びスキルアップを目的とし、講演会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

エ 妊娠・出産支援体制づくり研修会

養育上の課題を持つ児及びその保護者等が地域で健康的な生活をするために研修会を開催しました。保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、養育環境を整え、人材の育成を行いました。

第3章 業務概況

開催日	内容・講師	対 象	参加者数
R3. 2. 24	妊娠・出産支援体制づくり事業支援者向け研修会及び思春期保健研修会（*思春期保健研修会と合同開催） 思春期の心と体を学ぶ～どういふ風に伝えたらいいの「性」のこと～ Zoomによるオンライン講義 講師 大和市林間クリニック 婦人科医師 南 渕 芳氏	管内市町の子育て包括支援センター・母子保健・福祉・医療関係者等 *思春期保健事業関係者も参加。	23

(5) 思春期保健事業

思春期における心身の成長発達に関する問題等に対応するため、個別相談・集団指導を行いました。

ア 個別相談

	相談方法			相談者			相談内容(延数)										事後指導(実数)					総数		
	電	面	総	本	父	そ	総	身	性	妊	結	病	友	家	学	そ	総	助	面	電	受		他	そ
	話	接	数	人	母	他	数	体		娠	婚	気	人	族	校	他	数	言	接	話	診	機	他	数
総数	6	0	6	6	0	0	6	3	1	0	0	0	0	0	0	2	6	6	0	0	0	0	0	6
男	3		3	3			3	1	1							1	3	3						3
女	3		3	3			3	2								1	3	3						3

イ 集団指導

実施日	内容・講師	対 象・会 場	参加者数
R2. 11. 20	思春期教室 講師 小田原保健福祉事務所保健師 箱根町子育て支援課保健師	箱根町立湯本小学校5年生	13
R3. 2. 24	妊娠・出産支援体制づくり事業支援者向け研修会及び思春期保健研修会 思春期の心と体を学ぶ～どういふ風に伝えたらいいの「性」のこと～ Zoomによるオンライン講義 講師 大和市林間クリニック 婦人科医師 南 渕 芳氏	県西地区高校・養護学校教諭、管内小中学校教諭、管内行政機関担当職員、児相職員、青少年の育成支援関係者等 *妊娠期からの児童虐待予防支援事業の関係者	23
R2. 10. 22	喫煙予防教室 「タバコの正体」 講師 小田原保健福祉事務所保健師	神奈川県立小田原城北工業高校1年生	200

(6) 不妊に悩む方への特定不妊治療費助成事業

神奈川県内の指定する医療機関で、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦（いずれか一方が神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市を除く。）に住所を有しているもの）に対して、治療費の助成を行う事業の進達業務を行いました。

申請件数 219件 助成件数 219件

第3章 業務概況

(7) 生涯を通じた女性の保健相談等事業

不妊治療中の女性は様々な情報から不安、混乱、迷いが生じるが、その健康状態に応じて自己管理を行うことができるよう健康相談を行いました。

また、若い女性へ不妊について紹介し、自分のライフプランについて考える機会を提供しました。

望まない妊娠等により妊娠や出産に関する悩みを抱える方が、気軽に相談できるよう電話相談・支援窓口の普及啓発を行いました。

ア 健康相談（一般）

総数	相談方法			相談回数			相談者		把握経路			
	電話	面接	その他	初回	2回	3回以上	本人	その他	広報	市町	当所事業	その他
23	17	5	1	23	0	0	22	1	1	2	1	19

主訴区分（延数）

総数	妊娠	避妊	不妊	性	メンタル	婦人科	更年期	性感染	泌尿器	その他
27	3		3	0	2	5	2	4	0	8

事後指導（実数）

総数	助言	専門相談	電話継続	訪問継続	医療機関紹介	他機関紹介	その他
23	17	1	1	0	3	0	1

イ 集団指導

実施日	内容・講師	対象	会場	参加者数
R2. 9. 7	健康教育 「女子力全開ハッピーライフ支援事業」	小田原高校定時制生徒	小田原高校	13
R2. 9. 6	講師 小田原保健福祉事務所保健師	実習学生	小田原合同庁舎	56
R2. 11. 17	健康教育	国際医療福祉大学2年生	国際医療福祉大学(Zoom開催)	86
R2. 12. 4	「女性の健康セミナー」 講師 認定がん医療ネットワークシニアナビゲーター 村上 利枝氏	おだわら看護専門学校3年生	おだわら看護専門学校	67
R2. 12. 7		積善会看護専門学校1年生	積善会看護専門学校	31

ウ 周知

内容	普及啓発先	配布数
妊娠SOSかながわの普及啓発	管内行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、高等学校、大学、専門学校、鉄道会社、商業施設等	ポスター 516 カード 1,864

2 歯科保健

(1) 連携体制づくり

ア 歯及び口腔の健康づくり推進委員会

歯及び口腔の健康づくりに関わる関係者が協議・意見交換を行い、管内の歯及び口腔の健康づくり施策の推進を図るために開催しました。

	実施日 開催方法	協議内容	出席者数
第1回 部会	R2.9.18 書面	1 経緯説明 (1) 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画における歯科保健課題・取組及び保健福祉事務所の役割 (2) 令和元年度当所管内の歯科保健事業実施状況 (3) 当所管内市町歯科保健に係るヒアリングまとめ (4) 令和元年度計画推進部会並びに委員会の報告及び令和2年度の取組について 2 議題 (1) 歯科保健普及啓発リーフレットの内容について (2) 歯科保健普及啓発リーフレットの普及評価方法について 3 その他	12
第2回 部会	R2.11.27 書面	1 歯科保健普及啓発リーフレットについて (1) 内容について ア 母子歯科保健普及啓発リーフレット イ 成人歯科保健普及啓発リーフレット (2) 活用方法について (3) 啓発効果の評価について 2 その他	7
委員会	R3.1.28 書面	1 管内の歯科保健事業実施状況について 2 部会報告 3 歯科保健普及啓発リーフレットについて (1) 内容について ア 母子歯科保健普及啓発リーフレット イ 成人歯科保健普及啓発リーフレット (2) 活用方法について (3) 啓発効果の評価について (4) その他	7

イ 小田原歯科医師会と保健福祉事務所打ち合わせ会

歯科医師会との連携を図り、管内の歯科保健対策を推進するために開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(2) 人材育成

ア オーラルフレイル健口推進員養成事業

8020運動及びオーラルフレイル対策をはじめとする歯及び口腔の健康づくりに主体的に取り組むオーラルフレイル健口推進員が、最新の知識を得て、地域活動で生かすことができるよう、ニュースレター及び活動支援リーフレットの送付による情報提供を行いました。

なお、例年実施している集合形式での研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

第3章 業務概況

送付日	内容	送付数
R3.2.9	1 ニュースレター (1) 口腔ケアで免疫力アップ (2) 自粛生活、巣ごもり生活によるフレイルに注意！ (3) しっかり、よく噛んで食べる料理 2 活動支援リーフレット (1) お口の機能を高める食事の工夫 (2) 唾液が出にくくなり、口が乾く薬 (3) 唾液の力～なぜ、唾液を出すようにした方がいいの？～ (4) お口の健口体操	60

イ 摂食機能発達支援研修会

乳幼児に関わる保健・福祉等の関係者が、授乳・離乳の支援の在り方や摂食機能発達に係る理解を深め、適切な支援を行えるよう、研修会を令和2年6月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

ウ 歯科衛生士学校実習生指導

コース数	人数
2	6

エ その他

内 容	実施回数	人数（延数）
オーラルフレイル健口推進員活動支援	4	5
その他	2	22

(3) 専門的かつ技術的事業

ア 重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業

市町が実施する1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査等から把握された、う蝕ハイリスク幼児に対して、う蝕の多発、重症化を抑制するための指導、検診、予防処置を継続し、リスク要因の低減化を図りました。

(ア) 歯科検診・予防処置等の実施状況

実施回数	受診者数			予防処置者数(延数)		
	初診数	再診数	総 数	フッ化物	フッ化ジアンミン銀製剤	総 数
44	98	218	316	293	17	310

(イ) う蝕ハイリスク幼児の把握及び受診状況(市紹介初診者のみ)

事 業		健診等受診者数	ハイリスク 予約者数	受診者数	受診率 (%)
小田 原市	1歳6か月児健診	1,179	84	72	86
	2歳児歯科健診	1,165	36	25	69
計		2,344	120	97	81

*上表以外に、保健福祉事務所事業から紹介1人あり対応

第3章 業務概況

(ウ) 歯科検診受診結果事業別状況(初診者)

事業	初診者数	う歯の状況			重度う蝕リスク要因(延数)					
		う歯あり	う歯の疑い	う歯なし	離乳完了の遅れ	リスク食品頻回摂取	リスク飲料頻回摂取	口含み習慣	その他 歯垢多量、 歯質形成不全等	
小田	1歳6か月児健診	72	7	3	62	28	8	16		46
原市	2歳児歯科健診	25	6	3	16	5	6	12		18
保健福祉事務所事業		1			1					1
計		98	13	6	79	33	14	28	0	65

イ 障害児者等歯科保健事業

障がい児者等は歯科疾患にかかりやすく治療には困難を伴う場合も多いことから、早期から継続的に歯科検診・歯科保健指導・予防処置等を実施しました。また、摂食機能発達の支援が必要な児への「食べ方相談」を行いました。

(ア) 歯科検診・予防処置等の実施状況

実施回数	受診者数		実施内容内訳(延数)						
	実人数	延人数	歯科検診	予防処置	歯科保健指導	摂食指導	栄養士指導	保健師指導	医療機関紹介
40	41	102	74	56	71	55	83	85	2

(イ) 年齢別受診者数

	3歳未満	3～6歳	7～15歳	16歳以上	総数
人数	18	22	1		41

ウ 在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業

在宅で療養中の指定難病患者、小児慢性疾患児及び生活保護受給世帯の幼児・児童等を主な対象とし、訪問による歯科検診、保健指導、予防処置及び摂食機能発達の支援を行いました。

(ア) 疾患別訪問者数(実数)

	慢性疾患児	指定難病患者	その他	総数
人数	12	2	7	21

(イ) 年齢別訪問者数(延数)

	6歳以下	7～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳以上	総数
人数	20	11				31

エ 歯周病予防対策事業

歯周病予防に効果的なセルフケア対策として、歯間部清掃用具の活用推進を図るため、成人等を対象に歯間部清掃用具の正しい使用方法等について、例年実技指導を行っていますが、令和2年度の実施はありませんでした。

第3章 業務概況

オ 歯の健康づくり事業

県民の主体的な歯及び口腔の健康づくりを推進するため、子どもから高齢者まで全ての世代に共通し、県民自らが取り組む行動目標として掲げた「健口かながわ5か条」の普及を行いました。

回数	普及人数
29	163

カ フッ化物洗口普及啓発事業

例年、永久歯のう蝕予防に効果的なフッ化物洗口法を地域に普及するため、体験指導等による情報提供を行っていますが、令和2年度の実施はありませんでした。

(4) 健康教育

地域等からの依頼に応じて、健康教育を行いました。

回数	参加者数	内容件数（複数計上）				
		う蝕予防	歯周病予防	口腔機能 発達支援	高齢者・療養 者口腔ケア	その他
1	6	1		1		

3 栄養・食生活

(1) 栄養・食生活対策事業

地域の関係機関等と連携し地域における災害時の栄養・食生活支援を速やかかつ円滑に実施できるよう、平常時からの支援体制整備を行うことを目的に地域食生活対策推進協議会を開催しました。

ア 地域食生活対策推進協議会

	実施日	協議内容	出席 委員数
協議会 (書面開催)	R3. 3. 15	テーマ「災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」について 1 地域食生活対策推進協議会実務担当者部会結果報告 2 小田原保健福祉事務所管内版災害時栄養・食生活支援ガイドライン(案)について 3 ガイドラインの活用について 4 令和3年度地域食生活対策推進協議会について	11
実務担当者部会 (書面開催)	R2. 11. 25	テーマ「小田原保健福祉事務所管内版災害時栄養・食生活支援ガイドライン」作成について 1 令和元年度地域食生活対策推進協議会の報告 2 「小田原保健福祉事務所管内版災害時栄養・食生活支援ガイドライン(素案)」について 3 その他	5
実務担当者部会 (書面開催)	R3. 2. 17	テーマ「小田原保健福祉事務所管内版災害時栄養・食生活支援ガイドライン」作成について 1 令和2年度第1回地域食生活対策推進協議会実務担当者部会報告 2 「小田原保健福祉事務所管内版災害時栄養・食生活支援ガイドライン(素案)」について 3 その他	5

第3章 業務概況

イ 栄養・食生活対策推進事業
令和2年度該当なし

(2) 専門的栄養指導・食生活支援事業

難病患者、合併症患者、育児上の課題を持つ児及びその家族等に対し重症化予防や生活の質を高めることを目指し栄養指導や研修会等を実施しました。

ア 専門的栄養指導

	糖尿病	肥 満	腎臓疾患	心疾患	難 病	食物アレルギー	ハイリスク児	その他	総 数
相談件数			1				63	3	67

イ 食生活支援担当者等研修会

地域での食生活支援に係わる関係者に対し研修会を行いました。

実施日	内容・講師	対 象	参加者数
R2.11.17 (書面開催) (注)	内容 「日本人の食事摂取基準(2020年版)の改定ポイントと栄養管理への活用」 1 日本人の食事摂取基準(2020年版)の概要及び改定ポイントについて 2 給食施設における栄養管理への活用方法について(乳児・幼児期、成人期) 講師(原稿執筆者) 鎌倉女子大学 准教授 大中 佳子	旬の会(地域活動栄養士)、管内市町の健康づくり主管課等の管理栄養士・栄養士及び食生活支援担当者	14

(注)特定給食施設等全体講習会及び地域保健活動推進研修と合わせて実施しました。

(3) 栄養表示等適正化推進事業

栄養表示制度の普及啓発や適正な表示のために講習会や相談等を行いました。

ア 普及啓発講習会

対 象	回 数	人 数	内 容
事業者	2	83	食品衛生責任者講習会
消費者			
給食施設			
その他			
合 計	2	83	

イ 事業者に対する表示適正化指導 (健康増進法)

		健康増進法			合 計
		特別用途食品	特定保健用食品	虚偽誇大表示	
事前相談・指導	件 数			2	2
	延 回 数			2	2
適正化指導	件 数				0
	延 回 数				0
	改善確認数				0
備 考					

第3章 業務概況

ウ 事業者に対する表示適正化指導（食品表示法）

		食品表示法						合計	
		栄養表示			栄養機能食品		機能性表示食品		
		加工食品	生鮮食品	添加物	加工食品	生鮮食品	加工食品		生鮮食品
事前相談・指導	件数	39						39	
	延回数	48						48	
適正化指導	件数							0	
	延回数							0	
	改善確認数							0	
備考									

エ 消費者からの相談（健康増進法）

令和2年度該当なし

オ 消費者からの相談（食品表示法）

令和2年度該当なし

カ 表示食品調査

令和2年度該当なし

キ 立入調査・収去（健康増進法）

令和2年度該当なし

ク 立入調査・収去（食品表示法）

令和2年度該当なし

（4）地域保健活動推進研修事業

地域において、食育及び栄養・食生活対策の推進に関わる関係機関・団体等の管理栄養士・栄養士等を対象に、専門的な知識、指導法の習得及び効果的な食育推進を図るよう講習会を実施しました。

実施日	内容・講師	対象	参加者数
R2.11.17 (書面開催) (注)	<p>内容 「日本人の食事摂取基準(2020年版)の改定ポイントと栄養管理への活用」</p> <p>1 日本人の食事摂取基準(2020年版)の概要及び改定ポイントについて</p> <p>2 給食施設における栄養管理への活用方法について(乳児・幼児期、成人期)</p> <p>講師(原稿執筆者) 鎌倉女子大学 准教授 大中 佳子</p>	管内市町教育委員会の学校給食担当者、管内市町の子育て支援主管課の管理栄養士・栄養士等	7

(注)特定給食施設等全体講習会及び食生活支援担当者等研修会と合わせて実施しました。

第3章 業務概況

(5) 特定給食等指導事業

給食施設に対して講習会や実地指導等を行い、給食利用者の健康づくりを推進しました。

ア 特定給食施設等講習会

給食施設の従事者、管理者等に対し講習会を実施し、栄養管理の向上を図りました。

	開催日	参加施設数	参加者数	内容・講師
全体講習会 (書面開催) (注)	R2.11.17	186	186	内容 「日本人の食事摂取基準(2020年版)の改定ポイントと栄養管理への活用」 1 日本人の食事摂取基準(2020年版)の概要及び改定ポイントについて 2 給食施設における栄養管理への活用方法について(乳児・幼児期、成人期) 講師(原稿執筆者) 鎌倉女子大学 准教授 大中 佳子

(注)食生活支援担当者研修及び地域保健活動推進研修と合わせて実施しました。

イ 栄養改善普及運動

「かながわ健康プラン2 1(第2次)」における栄養・食生活の目標のうち、食生活の基本である「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合の増加」を推進するため、「主食・主菜・副菜をそろえた食事」をテーマとし、健康増進を目的とした給食施設である事業所と連携し、食生活支援を実施しました。

実施期間	内容	媒体送付施設数	媒体活用施設数
R2.8.28～ R2.10.30	各事業所で活用できる媒体を送付 1 「おいしく楽しく食べて自分にあった体重を維持しよう！」 2 「食習慣タイプ分けシート」 3 「食習慣タイプ別攻略リーフレット」	35	14

第3章 業務概況

ウ 給食施設個別指導

給食施設に対し、個別に実地指導、相談を実施しました。

	対 象 施設数	内 訳				指 導 回数計	
		管理栄養士 のみ	管理栄養士 及び栄養士	栄養士のみ	未配置施設		
管理栄養士必置 指定施設	学 校						
	病 院	3		3		4	
	介護保健施設						
	介護医療院						
	老人福祉施設						
	児童福祉施設						
	社会福祉施設						
	事 業 所	3	1	2		3	
	小 計	6	1	5		7	
日750食以上 1回300食以上又は 1日250食以上 (指定施設を除く)	学 校	21	16	2	3	23	
	病 院						
	介護医療院						
	介護保健施設						
	老人福祉施設						
	児童福祉施設	1	1			1	
	社会福祉施設						
	事 業 所	2			1	1	3
	小 計	24	17	2	4	1	27
1日250食以上 1回100食以上又は 1日100食以上 (指定施設を除く)	学 校	12	6	1	5	12	
	病 院	8	1	7		9	
	介護保健施設	7	1	6		8	
	介護医療院	1	1			1	
	老人福祉施設	12	4	8		14	
	児童福祉施設	26	19		4	3	26
	社会福祉施設	2			2		2
	事 業 所	18	1			17	20
	そ の 他	6				6	6
	小 計	92	33	22	11	26	98
その他の給食施設	学 校						
	病 院	6	2	3	1	6	
	介護保健施設						
	介護医療院	1		1		1	
	老人福祉施設	3	2			1	3
	児童福祉施設	21	7		8	6	24
	社会福祉施設	7			7		7
	事 業 所	13		2	2	9	17
	矯正施設	1				1	1
	そ の 他	13				13	20
	小 計	65	11	6	18	30	79
合 計	187	62	35	33	57	211	

第3章 業務概況

(6) 市町支援

連携・連絡調整

管内の栄養改善業務が円滑に実施されるため業務連絡会を開催しました。

	回数	出席者	内 容
管内栄養業務連絡会	1	管内市町栄養士等	市町栄養業務の連絡調整・検討等

(7) 人材育成

ア 管理栄養士課程実習生指導

管理栄養士課程実習生の指導等を行いました。

	コース数	学 生 数	期 間
神奈川県立保健福祉大学	1	5	R2. 10. 9 、 R2. 10. 12
鎌倉女子大学	1	4	R2. 10. 16 、 R2. 10. 19
文教大学	1	4	R2. 9. 14 ～ R2. 9. 18
相模女子大学 (注)	1	85	R3. 2. 25

(注)相模女子大学はオンライン講義を実施しました。

イ 地区組織等の育成

令和2年度該当なし

4 がん・健康増進

(1) 健康増進事業の自己評価のヒアリング

市町の健康増進事業について前年度の実施状況を評価し、現年度の効果的な事業展開に資するため、市町の自己評価に対して書面で確認をしました。

(2) 糖尿病重症化予防事業の自己評価のヒアリング

市町の糖尿病重症化予防事業について、取組状況の確認をし、現年度の効果的な事業展開に資するため、ヒアリングを実施しました。

実施日	内 容	会 場	出席者	
			市 町	当 所
R2. 11. 4	市町村糖尿病重症化予防事業の取り組み状況の確認について	小田原市役所	小田原市健康づくり課	保健福祉課 (管理栄養士・保健師)
R2. 11. 9		箱根町役場	箱根町保険健康課	
R2. 11. 11		湯河原町保健センター	湯河原町保健センター	
R2. 11. 18		真鶴町役場	真鶴町健康福祉課	

(3) 健康づくりのためのデータ活用事業

昨年度、保健医療データなどを活用し、県と市町村が連携して地域特性等を分析および地域の課題抽出を行ったワークシートを用いて、健康課題から事業展開に向けての評価指標の置き方や計画立案方法について演習を通して習得する研修を計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

(4) 地域企業におけるがん検診受診促進事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止しました。

第3章 業務概況

(5) がん検診普及啓発セミナー

大学生等への子宮頸がん検診の普及啓発

若い世代が、がん検診の大切さと検診への理解を深められるように、リーフレットを配布しました。

配布日	対 象	対象者数
R2. 9. 6	看護学生合同セミナー	56
R2. 11. 17	国際医療福祉大	86
R2. 12. 4	おだわら看護専門学校	67
R2. 12. 7	積善会看護専門学校	31

(6) 地域でのイベントにおけるがん検診普及啓発

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は実施しませんでした。

(7) 熱中症予防普及啓発

熱中症予防のため、ポスター掲示やチラシ配布、呼びかけによる注意喚起、予防及び対処法の普及啓発を行いました。

・保健事業や来庁者へのチラシ配布 144 部

5 地域福祉の事業

(1) 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めるとともに、公的援護の実施に協力することを使命としている民生委員・児童委員の活動に対して、負担金を交付しました。

定数及び活動状況（定数は、令和2年4月1日現在）

	定 数			相談支援 件数	その他 活動件数	訪問回数	活動日数
	民生委員	主任児童 委員	総 数				
総 数	399	61	460	6,052	39,452	69,901	54,009
小田原市	289	52	341	4,051	36,372	64,922	47,080
箱根町	41	3	44	373	538	1,300	1,490
真鶴町	19	2	21	1,033	890	518	1,729
湯河原町	50	4	54	595	1,652	3,161	3,710

第3章 業務概況

(2) 障害福祉相談員

平成25年4月1日から、障害福祉相談員の実施主体が県から市町村に事務委譲されました。

神奈川県身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業として、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るために、障害福祉相談員を対象に研修会を実施していましたが、平成31年3月31日をもって該当者が無くなったため、(湯河原町障がい福祉相談員の設置が無くなったため)事業実績はありませんでした。

(3) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の普及啓発

福祉の街づくりをめざした「神奈川県福祉の街づくり条例」(平成8年4月1日施行)が改正され、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(平成20年12月26日公布、平成21年10月1日施行)」となりました。

保健福祉事務所の再編に伴い圏域別普及啓発事業の実施要領を改正(平成26年4月1日)し幹事事務所の設定を廃止し、本所事業となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する新聞を作成し、管内放課後児童クラブに掲示していただき、普及・啓発に努めました。

(4) 地域福祉コーディネーター

住民による主体的な活動や、地域福祉の推進の役割を果たす人材である地域福祉コーディネーターは、神奈川県地域福祉支援計画の中で「ひとづくり」の柱に位置づけられています。地域の社会環境の変化やそれに対応する社会保障施策の急速な整備に呼応して、地域福祉を推進する人材を養成・育成するとともに、福祉のコミュニティづくりを推進し、地域包括ケアシステムの構築にあたって欠かせない地域住民の自助・互助への普及啓発を進めるため、在宅医療・介護連携推進事業と共同で地域住民向けの講演会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は実施しませんでした。

6 介護保険

(1) 介護保険指定事業者指導

平成12年度から介護保険法が施行され、介護給付対象サービスの質の確保、保険給付の適正化を図るため介護保険指定事業者等の指導を実施していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集団指導講習会及び実地指導の実施を見送りました。

ア 集団指導講習会（見送り）

イ 実地指導（見送り）

サービス種別	対象事業所数	実地指導 事業所数	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町
指定訪問介護事業	58					
指定訪問入浴介護事業	6(3)					
指定訪問看護事業	32(31)					
指定訪問リハビリテーション事業	2(2)					
指定通所介護事業	43(2)					
指定通所リハビリテーション事業	10(8)					
指定短期入所生活介護事業	15(14)					
指定短期入所療養介護事業	8(7)					
指定特定施設入居者生活介護事業	23(22)					
指定福祉用具貸与事業	8(8)					
指定特定福祉用具販売事業	8(8)					
指定介護老人福祉施設	14					
介護老人保健施設	7					
介護医療院	2					
計	236(105)					

注1 () 書きは指定介護予防事業所で外数

注2 医療みなしは含まない

注3 対象事業所数は、令和3年3月31日現在

(2) 介護保険市町担当者連絡会議

実地指導の見送りに伴い、連絡会議は開催しませんでした。

7 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成、その児童の福祉の増進等のため、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を行いました。

		事業開始	事業継続	修学	技能修得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚	児童扶養	総数
総数	母子	0	0	15	0	0	0	0	0	0	1	31	0	0	47
	父子	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
	寡婦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	18	0	0	0	0	0	0	1	32	0	0	51
小田原市	母子			14								29			43
	父子			3								1			4
	寡婦														0
箱根町	母子														0
	父子														0
	寡婦														0
真鶴町	母子											2			2
	父子														0
	寡婦														0
湯河原町	母子			1							1				2
	父子														0
	寡婦														0

8 福祉事務所の経理

(1) 生活保護費等支給事務

生活保護法による被保護者に対し、その生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長に必要な経費を支給しました。

(2) 特別障害者等手当支給事務

ア 特別障害者手当

日常生活に常時介護を要する在宅の重度障害者に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。

イ 障害児福祉手当

日常生活に常時介護を要する在宅の重度障害児に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。

ウ 福祉手当(経過措置)

特別障害者手当と障害基礎年金を受けないことができない重度障害者に対し、その障害により生ずる特別な負担の一助として手当を支給しました。